別表第八十の次に次の二表を加える。

別表第八十一　証明規則第２条第１項第21号の２に掲げる無線設備の試験方法

一　一般事項

1　試験場所の環境

室内の温湿度は、ＪＩＳ　Ｚ 8703による常温及び常湿（以下この別表において同じ。）の範囲内とする。

2　電源電圧

⑴　技術基準適合証明における特性試験の場合

外部電源からの試験機器への入力電圧は、定格電圧とする。

⑵　その他の場合

外部電源からの試験機器への入力電圧は、定格電圧及び定格電圧±10%とする。ただし、次に掲げる場合は、それぞれ次のとおりとする。

ア　外部電源から試験機器への入力電圧が±10%変動したときにおける試験機器の無線部（電源を除く。）の回路への入力電圧の変動が±１%以下であることが確認できた場合は、定格電圧のみで測定する。

イ　電源電圧の変動幅が±10%以内の特定の変動幅内でしか試験機器が動作しない設計となっており、その旨及び当該特定の変動幅の上限値及び下限値が工事設計書に記載されている場合は、定格電圧及び当該特定の変動幅の上限値及び下限値で測定する。

3　試験周波数と試験項目

⑴　試験機器が発射可能な周波数のうち、上限、中間及び下限の３波の周波数（試験機器の発射可能な周波数が３波以下の場合は、全ての周波数）で全試験項目について測定する。

⑵　キャリアセンスについては、個別の試験項目で示す周波数について測定する。

4　予熱時間

工事設計書に予熱時間が必要である旨が記載されている場合は、記載された予熱時間経過後、測定する。

5　測定器の較正等

⑴　測定器は較正されたものを使用する。

⑵　測定用スペクトル分析器は、デジタルストレージ型とする。ただし、ＦＦＴ方式を用いるものについては、検波モード、分解能帯域幅（ガウスフィルタ）、ビデオ帯域幅等各試験項目の「測定器の設定等」に記載されている設定ができるものに限る。

6　その他

⑴　本試験方法は、空中線電力を測定できる試験用端子のある設備であって、内蔵又は付加装置により次に掲げる機能を有する設備に適用する。

ア　試験周波数設定機能

イ　強制送信制御機能（１スロット及び最大スロット数の継続的バースト送信）

ウ　強制受信制御機能（連続受信又はスロット数を固定した継続的バースト受信）

エ　通信の相手方のない状態で、イ、ウの状態に設定できる機能

オ　複数の変調方式に対応している機器は、それぞれの変調方式に固定できる機能

カ　標準符号化試験信号（ＩＴＵ－Ｔ勧告Ｏ.150による９段ＰＮ符号。以下この別表において同じ。）によるスロットの全区間又は情報チャネル区間の変調ができる機能が望ましい。

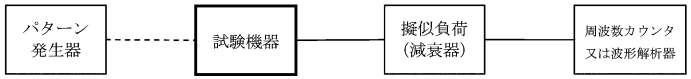
⑵　試験機器の擬似負荷（減衰器）は、特性インピーダンスを50Ωとする。

⑶　中継器については、下り（親機から子機へ送信を行う場合。）及び上り（子機から親機へ送信を行う場合。）のそれぞれについて測定する。

⑷　複数の空中線を使用する空間多重方式（ＭＩＭＯ）及び空間分割多重方式（アダプティブアレーアンテナ）等を用いるものにあっては、技術基準の許容値が電力の絶対値で定められるものについて、各空中線端子で測定した値を加えて総和を算出する。

二　周波数の偏差

1　測定系統図



2　測定器の条件

⑴　周波数カウンタによりバースト波を測定する場合は、周波数カウンタのパルス計測機能を使用して、ゲート開放時間はバースト内の区間全体を測ることができる値に設定する。

⑵　周波数分解能は、設備規則別表第一号に規定する許容偏差の１／10以下とする。

⑶　減衰器の減衰量は、周波数カウンタ又は波形解析器に最適動作入力レベルを与える値とする。

3　試験機器の状態

⑴　試験周波数に設定して、送信する。

⑵　強制送信制御又は全時間にわたる連続送信モードとする。

⑶　変調状態は無変調状態とする。

4　測定操作手順

周波数カウンタによりバースト波を測定する場合は、100 以上のバースト波について測定し、その平均値を算出して測定値とする。

5　試験結果の記載方法

測定値をMHz又はGHz単位で記載するとともに、測定値の割当周波数に対する偏差を百万分率の単位で＋又はーの符号を付けて記載する。

6　その他

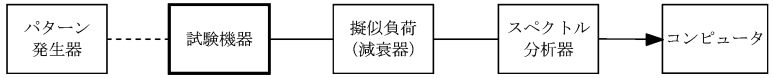
⑴　３⑵において、無変調の連続送信状態が困難な場合は、バースト内が無変調となるような継続したバースト波に設定して測定する。

⑵　波形解析器を使用して測定する場合は、変調状態として測定することができる。

⑶　各変調方式において、共通の局部発振器等を用い周波数が異なる要因がないことが証明できる場合は、一の変調方式において波形解析器を用いて測定することにより、他の変調方式での測定を省略することができる。

三　占有周波数帯幅

1　測定系統図



2　測定器の設定等

⑴　スペクトル分析器を次のように設定する。

中心周波数	搬送波周波数
掃引周波数幅	設備規則別表第二号に規定する許容値の２倍から3.5倍まで
分解能帯域幅	設備規則別表第二号に規定する許容値の１%以下
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
Ｙ軸スケール	10dB／Div
入力レベル	搬送波レベルがスペクトル分析器雑音レベルより 50dB 以上高いレベル